

第4条(設備の設置)
契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することに同意したものとします。その工事及び保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社又は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。契約(あるいは申込み)が撤回され、又は契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置を当社へ返却するものとします。尚、当社へ返却がない場合、当社が別に定める損害金を請求します。

第5条(契約者の履行義務)
電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内などにおいて、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置などの設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
2. 機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行う為に、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気、水等を無償で使用できるものとします。この場合において施工、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者は予めその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や、管路等の特別な設備を使用することを希望する時は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4. 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、もしくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第4条で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとなります。

第6条(サポート)
契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。
2. 前項の申告に基づき、当社は当社等の設備の修理又は対応(以下「サポート」という)のための手配を行います。但し、利用環境・容量及び申告の時間帯などにより対応できない又は相应の時間を要する場合があります。
3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、並びに当社等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第7条(債権譲渡)
契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾するものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第8条(料金)
ケーブルプラス電話設備の設置に伴う料金等は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。また、KDDI等が提供するケーブルプラス電話に係る料金は「ケーブルプラス電話約款」に定めるところによります。

第9条(割増金)
契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第10条(延滞利息)
契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年145%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りはありません。

第11条(請求と支払等)
契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費などを当社の指定する方法で、当社の定める期日までに毎月支払を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は本規約または、契約者が本規約を認めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。
3. 契約者は当社が電話サービス料金及び工事費などの取納業務を取納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
4. 当社は請求書、領収証は発行いたしません。尚、通話明細については、KDDIが契約者に提供するMy auにて確認できるものとします。

第12条(契約の解除)
当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
(1)電話サービス料金又は工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのある場合。
(2)契約の申込みにあつて、当社に通知した内容において、事実と反すること等が判明した場合。
(3)当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続した場合。
(4)電気通信回線の地中化など、当社等又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替機能が困難で電話サービス継続ができない場合。
(5)本規約又はケーブルプラス電話約款に違反した、又は違反するおそれがある場合。
(6)その他当社の業務の遂行上支障がある場合。
尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第13条(利用の停止)
契約者が第9条に定める費用について、電話サービス料金又は工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるときはケーブルプラス電話の利用を停止することとがあります。

第14条(承諾の限界)
当社は契約者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本規約料金その他の債務の支払を怠り若しくは怠る恐れがあると認められる理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その請求をした者に通知します。但し、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第15条(契約者に係る情報の利用)
当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先などの情報を、個人情報保護に関する法律に準じ、本規約及びKDDI等が定めるケーブルプラス電話約款に係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。

第16条(責任及び免責事項)
当社は、天災・事変・その他何らかの理由によるケーブルプラス電話サービスの停止・不能についての損害の賠償請求には応じません。但し、当社の故意又は重大な過失によりケーブルプラス電話サービスの提供をしないとき、前項は適用しないものとします。
2. 契約者がケーブルプラス電話サービスにより第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条(個人情報保護方針)
個人情報収集に努めます。
2. 収集した個人情報は、下記の目的で利用します。
(1)当社サービスの提供に伴う上位会社(番組供給会社・上位プロバイダ、KDDI等)への登録
(2)ケーブルテレビ工事・インターネット工事及び契約者サポート又はメンテナンスに伴う各協力会社への業務委託
(3)顧客管理・運用強化及びCATV設備の保守管理に伴う業務(顧客管理システム会社・損害保険会社等)
(4)サービスの提供・サービスの利用促進・サービス向上を目的とする各種セールスや通知又は各種状況調査業務
(5)当社サービス料金の課金、請求、回収、督促、集金などに関する業務
3. 当社は次に掲げる場合を除き、予め契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて個人情報を取扱うことはありません。
(1)秘密保持契約を締結した先への業務委託
(2)法令又は裁判所その他の機関もしくはこれに準ずる機関の開示要請がある場合
(3)本人又は第三者の生命・身体・財産その他権利利益を侵害するおそれがある場合
(4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成促進を侵害するおそれがある場合
4. お客様が個人情報の存在及び事実と異なる情報の訂正等を希望される場合、当社窓口(0120-344-372又は0285-23-2220)までご連絡いただければ、合理的な範囲で回答ならびに訂正を致します。
5. 当社は、個人情報の保護及び適正な取扱いについて従業員等に指導を行い、また、個人情報保護に関する法令その他規範を遵守するとともに、上記各項における取組みを適宜見直し改善します。

第18条(紛争の処理)
電話サービスについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第19条(定めなき事項)
本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附則 この改正規定は2024年1月1日から施行します。

クレジットカード支払いに関する規約

(1)クレジットカードを窓口で提示して支払うことはできません。
(2)クレジットカード会社の締め切り日その他の都合により、手続きに1ヶ月程かかることがあります。
(3)クレジットカード会社への確認結果等で、お取り扱いできない場合があります。その際は、お取り扱いできない旨を通知するとともに、クレジットカード支払申込み以前の支払方法を継続させていただきます。
(4)無効あるいは変更を理由にカード番号などを変更される場合、速速なくその旨をテレビ小山放送まで連絡することとします。
(5)前項の連絡がなかった場合でも契約者への連絡なしにクレジットカード会社に確認の上、新しいクレジットカード番号での支払となる場合があります。
(6)指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合や、クレジットカードの利用代金の支払状況によっては、一時的に本手続きを解除することがあります。
(7)クレジットカード会社から発行される利用明細やWEB明細サービス等にに記載されるご利用店舗名は「テレビヤマホウソウ」となります。
(8)毎月15日を利用日とし、支払日はクレジットカード会社の規定に準じます。

附則 この改正規定は2024年9月1日から施行します。

初期契約解除制度に関する規約

テレビ、インターネット、ケーブルプラス電話、ケーブルプラスホの各サービスは初期契約解除制度の対象となります。
(1)契約者は、サービス提供開始日もしくはご契約の内容受領日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面、又は電話で加入契約の解除ができるものとします。
(2)加入契約解除を行う旨の書面を契約者が発信したときにその効力を生じます。電話の場合は、当社が契約者からの申し出を受けた日とその効力を生じます。
(3)登録料、既に実施した工事費用、申込み前の現状復旧にかかる費用(撤去工事費用含む)は、契約者が負担するものとします。
(4)契約者が加入契約の解除を電話の発信及び法理等は、別紙の「契約の内容」に記載される通りです。
(5)当社が初期契約解除制度について事実と異なる内容を告げ、契約者がそれを事実であると認識し、これにより契約者が8日間を経過するまでに契約解除できなかった場合、当社が改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から8日間は加入契約を解除できるものとします。
(6)光ハイブリッドサービスおよび光サービス(以下「旧サービス」という)からOYAMA光サービスに移行後は、旧サービスに戻すことはできません。

附則 この規約は2020年10月1日から施行します。

光ハイブリッドサービスおよび光サービスからOYAMA光サービスへの移行に関する規約

光ハイブリッドサービスおよび光サービス(以下「旧サービス」という)からOYAMA光サービスへ移行後は、如何なる理由においても旧サービスに戻すことはできません。
(1)旧サービスからOYAMA光サービスへ移行する場合、引込ルート、インターネット又はケーブルプラス電話配線ルート、屋外機器や屋内端末機等の設置場所が変更になる場合があります。
2.当社は、前項の設置場所を定めるときは契約者と協議します。
(3)OYAMA光サービスへ移行する場合、それにかかわる費用は契約者が負担するものとします。
(4)OYAMA光サービスとHFCサービスの併用はできません。(同一建物2引込不可)

附則 この規約は2020年10月1日から施行します。

登録料・工事費用等(税込)

登録料・更新料・加入金		契約約款別表・料金表	
登録料	3,300円	初回申込時、サービス追加時に必要	
バックプラン更新料	2,200円		
集合住宅プラン更新料	1,100円		
OYAMA光シンプルTV加入金	22,000円	単独加入時に必要	
導入工事費			
テレビ導入工事	39,600円	分割支払いの場合は月額1,650円	
インターネット導入工事	39,600円	分割支払いの場合は月額1,650円	
標準宅内工事費			
IPSTB設置費	3,300円		
解約撤去工事費			
テレビ解約撤去工事(戸建・集合住宅・集合住宅戸別引込の場合)	22,000円		
インターネット解約撤去工事(戸建・集合住宅・集合住宅戸別引込の場合)	最大22,000円	2年経過で無料	
ケーブルテレビ対応集合住宅の各種解約(店子)	無料		
セット契約又はバック契約からテレビ解約	5,500円		
セット契約又はバック契約からインターネット解約	無料		
セット契約又はバック契約からみるプラスセットの解約	5,500円		
単独配線撤去工事(インターネット、ケーブルプラス電話)	5,500円		
休会・再開工事費			
全てのサービスを休会	11,000円	再開時無料	
テレビサービスのみ休会	5,500円	再開時2,750円	
インターネットサービスのみ休会(インターネット配線残し)	無料	再開時2,750円	
インターネットサービスのみ休会(インターネット配線撤去)	5,500円	再開時11,000円	
移転・移設工事費			
移転・移設工事	11,000円		
解除料			
最低利用期間1年未満の解約に伴う解除料(テレビ)	11,000円		
最低利用期間1年未満の解約に伴う解除料(インターネット)	インターネット月額利用料1ヶ月分		
更新期間外バックプラン解除料	2,200円		
更新期間内集合住宅プラン解除料	1,100円	1サービスにつき	
mihplus(みるプラス)解除料(1年未満の解約時に発生)	1,320円		
おうちでカンタンWi-Fi解除料(1年未満の解約時に発生)	880円		
特別工事・機器販売費			
BS対応工事	11,000円		
BS対応工事(ブースター取付け有り)	22,000円		
同軸ケーブル配線工事	11,000円	1箇所につき	
戸建用ブースター取付け・交換	11,000円		
戸建用BS混合ブースター取付け・交換	14,300円		
集合住宅用ブースター取付け・交換	別途お見積り		
アンテナ撤去工事	8,800円～		
分配器各種取付け・交換	3,300円～		
地デジ/BS・CS分波器取付け・交換	5,500円		
ユニット取付け・交換	3,300円	1箇所につき	
HDMIケーブル販売・取付け	1,100円		
地デジ/BS・CS分波器ケーブル販売・取付け	2,200円		
2分配ケーブル販売・取付け	2,200円		
STB撤去	3,300円～		
STBリモコン交換	3,300円～		
USB-HDD(2TB)販売・取付け	5,500円		
無線ルーター販売・取付け	10,450円		
CCASカード再発行	7,700円		
CCASカード再発行	1,650円		
おうちでカンタンWi-Fi端末機設置費	3,300円		
訪問サポート費			
基本訪問サポート費	2,200円		
インターネット・周辺機器設定	1,100円～		
テレビ・録画機器接続設定	1,100円～	テレビ本体の設置は含まない	

※料金、経済情勢の変化に伴い、費用を改定する場合があります。
※一覽に記載のない工事等が発生した場合は、別途お見積りいたします。

利用料等(税込)

サービス	月額利用料金	備 考
OYAMA光プレミアムTV基本利用料	4,840円	
OYAMA光ベータシックTV基本利用料	3,960円	
OYAMA光プレミアムTVタイプM基本利用料	3,630円	集合住宅専用プラン。1年更新型
OYAMA光ベータシックTVタイプM基本利用料	2,750円	集合住宅専用プラン。1年更新型
OYAMA光シンプルTV利用料	2,200円	
OYAMA光プレミアムTV基本利用料	2,860円	1台につき。基本利用料に加算請求
OYAMA光ベータシックTV追加利用料	1,980円	1台につき。基本利用料に加算請求
多機能STB利用料	330円	
集合住宅・共同住宅	550円×戸数	
WOWOW	2,530円	3チャンネルセット加入
スターチャンネル	1,980円	
J SPORTS 4 HD	1,430円	
アニメシアターX	2,180円	
FIGHTING TV サムライ	1,980円	
東映チャンネル	1,650円	
衛星劇場HD	2,200円	
フジテレビNEXTライブ・プレミアム	1,760円	OYAMA光プレミアムTV利用者に限る
フジテレビセット	2,310円	3チャンネルセット加入
Mnet HD	2,530円	
KNTV	3,300円	
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970円	
グリーンチャンネル 1・2 HD	1,100円	2チャンネルセット加入
レジャーチャンネル	1,100円	
SPEEDチャンネル	990円	
レインボーチャンネル	2,530円	
ミッドナイト・ブルー	2,530円	
バラダイステレビ	2,200円	
ゴールデンセット(上記3chセット)	3,300円	3チャンネルセット加入
プレイボーイチャンネル	2,750円	
レッドチェリー	2,750円	
チェリーボム	2,530円	
プラチナセット(上記3chセット)	3,300円	3チャンネルセット加入
OYAMA光10ギガ利用料	8,800円	10Gbpsのベストエフォートサービス
OYAMA光1ギガ利用料	5,720円	1Gbpsのベストエフォートサービス
OYAMA光300メガタイプM利用料	3,850円	300Mbpsのベストエフォートサービス
Wi-Fiモデル利用料	110円	集合住宅専用プラン。1年更新型
おうちでカンタンWi-Fi利用料	880円	2台セット。1台追加は550円
ホームページ容量追加	550円	
OYAMA光ギガバック利用料	8,547円	2年更新型
OYAMA光ギガバックライト利用料	7,623円	2年更新型
OYAMA光ギガバックミニTV利用料	6,523円	2年更新型
OYAMA光ギガバックミニTEL利用料	8,423円	2年更新型
OYAMA光ギガバックII利用料	8,547円	2年更新型

※利用料金は当社が指定する金融機関から口座振替、又はクレジットカード支払いによってお支払いいただきます。口座振替日は毎月10日(土祝日の場合は翌営業日)になります。クレジットカード支払いについてはご利用日は毎月15日となります。お支払日についてはクレジットカード会社の規定に準じます。
※ケーブルテレビ利用料、オプションチャンネル利用料、インターネット利用料、ケーブルプラス電話基本料及び通話料は翌々月請求になります。
※上記利用料にはNHK放送受信料(地上波・衛星波)は含まれておりません。
※WOWOWについては、株式会社WOWOW衛星デジタル有料放送サービス約款に準じて取り扱います。

ケーブルプラス電話サービス第8条に定める料金

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	実費相当額
	他サービス新規工事		1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

※本書面の金額は消費税税率10%で記載しております。消費税が改定された場合、税率に従ってご請求いたします。